

Title	加奈陀工業紛議調査法の実績
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.681(55)- 695(69)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

由是觀之、物價騰貴の原因として大藏大臣が挙げたる三原因即ち通貨の膨脹外資の輸入並に租税の増徴中通貨の膨脹と外資輸入は同格の性質を有するものに非ずして、單に同一原因の異なる作用階梯を代表せるに過ぎず。次に租税の増徴を物價騰貴の一原因と數ふことを得るは其租税の増徴に依りて目的貨物の生産が絶對的に減少せしときに限れり。されど大藏大臣が之を以て物價騰貴の一原因と看做せしは蓋し此關係を論據とせるが爲めに非ずして、貨物の價格は生産費に依りて定まるものなりとの所謂生産費説に囚はれたるが故なるべし。(完)

雜 錄

加奈陀工業紛議調査法の實績

堀江 歸一

加奈陀殖民地が千九百七年工業紛議調査法 (Industrial Disputes Investigation Act) を制定し労働紛議の解決に資して以來既に數年を経過したり。英國政府は曩に商務院所屬工業紛議調査委員サー、デヨーデ、アスクウィスを加奈陀に派遣して、親しく右法律の運用を調査せしめたるが、アスクウィス氏は今回報告を商務院長バツクストン氏に呈すると共に、之を世間に發表したり。Report to the Board of Trade on the

Industrial Disputes Investigation Act of Canada, 1907. cd. 6603. 是れなり。本報告に掲げられたる議論並に敘事は同盟罷業問題の研究に資する所少なからざるを以て、左に其要領を譯出す。千九百七年の工業紛議調査法制定以前に、工業紛議に關して、加奈陀に行はれたる法制として擧ぐ可きものは、即ち千九百年の和解法にして、此法律は千八百九十六年英國に於て制定せられたる和解法に従ひ、任意和解の主義を以て一貫し、唯労働事務局の組織に就て規定したる點を以て、英國と異なる所とするのみ。次いで千九百二年労働事務局組織せられ、サー、ウィリヤム、マロツク其長官と爲り、マツケンデー、ギング氏次長として、事務を開始するや、同年加奈陀太平洋鐵道に起れる紛議に顧みて、専ら鐵道會社と鐵道現業員との間に存する労働状態に就て調査攻究の歩を進め、其結果として、千九百三年鐵道労働紛議法の制定を告げたり。此

法律は其適用の範圍を鐵道關係の紛議にのみ限れるものなるが、鐵道業に紛議發生して、同盟罷業又は同盟解備を惹起し、爲めに乗客若しくは從業者の生命を傷け、或は乗客、郵便物、貨物の規律あり、且つ安全なる輸送を妨害せんとする場合、又は現實に同盟罷業、同盟解備の發生したる場合に、事件を和解委員會の議に附し同委員會に於て解決せざりし場合に、更に之を仲裁局の議に附するを主眼とし、和解委員會の權能は單に紛議を解決する爲めに、友誼的職務を致すに反し、仲裁局は文書の提出、參考人の出席、宣誓の下に於ける證言の陳述を命じ、併せて解決の條件を示すの權能を有すること、したり。

斯くて千九百年並に千九百三年の法律は千九百六年の法律を以て統一せられたるが、其施行の成績甚だ良好にして、千九百二年より千九百七年現行の工業紛議調査法の施行せらるゝま

て、傭者を厭迫する反對の政策を主張するものありと雖も、斯の如きは倫理に背き、善良なる國民の行動に反し、公衆の權利を蹂躪するの甚だしきものにして、傭者並に被傭者の雙方に對して、前者の政策を以て、有利なりとせざる可からず。

二

千九百七年の工業紛議調査法は上述の計畫に一步を進めたるものにして、其目的とする所は工業紛議に於て、第三者の地位に居る公衆の利害關係を承認し、第三者をして政府を通じて、彼等の利害に關する紛議に發言せしめ、殊に事業停廢の以前に發言せしむるの諸點に存す。而して此承認は事業停廢の以前並に以後に及ぶと共に、一方には斯く第三者の利害を尊重する場合を(一)鐵道、鑛山、海運其他公益事業に屬するものにして、其停廢が國民の幸福に重大なる關係あるものに限り、(二)事業の停廢を全然禁止せ

で、鐵道業に同盟罷業の發生したる事實に接せざりき。此成功を博したる理由は之を推究するに難からず。蓋し右法律の發布後鐵道現業者組合役員態度は他の職業に於ける職工組合の指導者と趣を異にし、同盟罷業に依て、鐵道業を停廢するとを以て、最後に取る可き手段として、始めて認容し得るを認むると共に、公衆亦此最後の手段の行はるゝに先だちて、紛議の解決に努力するに至れるを以てなり。隨て其結果として加奈陀鐵道業に關係する職工組合は能く千九百三年並に千九百七年の立法の精神を理解し、紛議發生して、將に同盟罷業に接せんとするや、之を和解局に通告するに至れり。是れ公衆は其安寧を脅かすが如き問題に就て、通告を受け、而して之を解決して、事業を停廢するに至らしめざる權利を有することの理論が漸く加奈陀に於て認められたるの證左とす可し。或は之に對して、社會公衆に最大の不便と損失とを加へ、以

ずして、停廢する權利に一時的禁壓を加ふる可としたり。

工業紛議調査法成立に對して、直接の動機と爲れるは、アルベルタ、レスブリツヂに於ける坑夫の間に長期の同盟罷業發生し、西部加奈陀に於ける石炭の供給に異變を來さんとするの一事に存したり。此紛議は労働事務局次長キング氏の斡旋に依て、一旦解決せられたれども、爾後西部加奈陀に於ける炭坑夫と坑主との關係は必ずしも圓滿なりと云ふ能はず。兩者互に團結して、相對立し、條件を協商して、紛議を解決するか、或は雙方の實力を試みる爲に衝突するか、前途の變測り難く、若しも冬期に臨んで、事變に接せんか、公衆の蒙る損失多大なる可きの狀を呈したり。之より以前、キング氏がレスブリツヂの同盟罷業を解決するや、斯る罷業の國家に及ぼす危険並に損失に就て、労働事務局に報告し、併せて之に對する方策を提議したり。

此意見は工業紛議調査法制定の必要を明にしたるものを以て、左に其要領を掲ぐ。

今將に成立したる解決に於て、兩當事者は公衆に大なる危機を招くに顧みて、之を成立せしむるに勉めたりと雖も、若しも彼等にして斯る道義的觀念に動かされざりしならんには、其成立の期し難かりしや、論を俟たず。第三者の利害關係より見れば、兩者の紛争は全然利己的にして、或は繼續する紛議の爲めに、重大なる状態の現出するに非ざれば、公衆は何等考量する所なかりしやも、未だ知る可からず。組織を有する團體のみが生産業に干渉する各自の相互的利益を擧ぐる爲めに、鑛山業に當る以外に、何ものをも考量せざるものとすれば、國家自ら第三者の利害を斟酌し、彼等をして社會に對する或る義務に服従せしむるの手段に出でざる可からず。如何なる文明國と雖も、私權にして公共の害惡と爲

の方法を取れることを擧げ、今後行ふ可き方策に就て、左の如く論述したり。

和解法並に鐵道勞働紛議法の制定せられたる後、後者と略ぼ同一の趣意に基き、炭坑に於ける同盟罷業並に同盟解備に適用せらるる法律の制定を告げたらんには、前記二種の法律を制定したる議會の目的は之を達するに近かりしならん。加奈陀に於て、石炭が單に製造業並に運輸業に對して、必要品たるのみならず、人民の幸福並に生活の之に賴る所少なからざる以上は、國家が備者被備者既存の權利を傷けずして、一方に公衆の利益を保護する爲めに、炭坑に於ける同盟罷業並に同盟解備を防止する法制を制定するの必要あるは、明白の事實なり。而して斯る目的は彼の鐵道勞働紛議法に於けるが如く、紛議に關する諸問題を擧げて、一定の權能を有する團體の審査に託し、其決定を経るまで其以前に紛議を破

る場合に、之に制限を加へざるものなし。地中に埋藏せらるる石炭あり、又之を採掘する資本と勞力との存する以上は、紛議に干渉する當業者が一地方の人民をして氣候寒冷を加ふるに際して、石炭の缺乏に苦ましむるが如き行動に出づるを是認する能はず。紛議の當事者にして平靜の間に、自ら之を解決する能はずとせんか宜しく國家に其裁定を託す可く、然らずんば他をして之に當らしむ可し。吾人が西部加奈陀の事情に就て知る所を以てすれば、今回の紛議の如き、當事者相互の態度が既往に於けると趣を異にするに至るか、或は國家の設立したる機關に依て、同盟罷業、同盟解備を誘致す可き紛議を裁定する方法を講せざる限り、其再演することなきを保する能はず。

斯くてキング氏は千九百年並に千九百三年の法律に依て、加奈陀が工業上の紛議を防止する

裂せしめたる者を處罰すること、すれば、之を達するを得べし。隨て吾人は之を既往に徴し又將來に鑑み、議會が今回の如き紛議の再發することを防止し、全國民をして産業上の平和を享受せしむるの計畫を講ずることを希望して已まず。

如上の報告は千九百六年十二月八日を以て、勞働事務局長官に送致せられ、同長官は一週日後の加奈陀勞働時報に之を掲載すると同時に、紛議解決の法律案を議會に提出するの意思を表明し、其後之を提案し、種々の討議を経て、法律と爲れるものを千九百七年の工業紛議調査法なりとす。

三

工業紛議調査法に就ては、其一端を述べたり。今之を詳説せんに、同法は鑛山、運輸交通或は公益事業に關して、紛議の起れるに當り、同盟罷業又は同盟解備が合法に行はるゝに先だち

て、事件を和解調査局に報告せしめ、以て平和の解決を期するものにして、賃銀並に労働時間、如き労働條件に變更の加へられんとする場合には、少なくとも三十日以前の通告を必要とし、又斯る變更が紛議の原因と爲りて、和解調査局の議に上れる場合には、其間紛議當事者の關係は従前と相同じく、又此間兩當事者は同盟罷業又は同盟解備の手段に出づ可からざることを規定したり。即ち同法第五條は「或る紛議が備者並に被備者間に存在し、當事者に於て之を解決する能はざる場合には、當事者の孰れか一方は和解調査局の組織を労働事務局長官に請求し、此法律の規定に従ひ、紛議を同局に通告するを得」と規定し、更に其第五十六條は「和解調査局に紛議を通告するに先だち、又は其通告中に於て、備者が同盟解備を爲し、被備者が同盟罷工を爲すことを以て、違法の行爲とす」と

規定したり。

以上の規定に據り、労働事務局長官が紛議に就て通告を受け、紛議調査法を適用する理由ありと認めたるときは、十五日以内に和解調査局を構成す可く、同局は三名の委員より成り、其一名は紛議に關係する備者の推薦に依り、一名は被備者の推薦に依り、長官之を任命し、他の一名は上記二名の委員の推薦に依り、長官之を任命す。二名の委員が他の一委員の推薦に就て、意見の一致を缺きたるときは、長官は適任者を委員長に任命す可く、備者被備者孰れか一方が委員を推薦せざるときは、長官自ら適任者を委員に擧ぐるを得。和解調査局に對して紛議を通告するには、若しも紛議の解決せられざりし場合には、當事者に於て同盟罷業又は同盟解備を敢行す可く、之を行ふに必要なる権限の收められたることを明にせざる可からず。

和解調査局が紛議事件を審査するに當ては、兩當事者をして紛議を公正に、又平和の間に解決せしむるに適當なりと信ずる提案を爲し、又其他の手段を取るを得べく、然も其目的を達せざりしときには、紛議解決に關する意見を附して労働事務局長官に一切の事件を報告す。和解調査局は參考人を召喚し、宣誓の下に答申せしむるを得べく、必要の場合には、帳簿文書の提出を命じて、之を査閲するを得。但し斯る方法に依て、調査局の知れる所は其必要と認むる場合の外、之を公表せず。和解調査局の喚問に應ぜず、又其命令に違背したる者には、罰金を課す。前記五十六條の規定に反して、備者が同盟解備を行ひたる場合には、同盟解備の繼續する期間一日百弗以上千弗以下の割合の罰金を課し、被備者が同上の規定に反して、同盟罷業を行ひたる場合には、同盟罷業の繼續する期間、一日十弗以上五十弗以下の割合の罰金を課し、備者を

して同盟解備を行はしむることを勸説し、援助したる者若しくは被備者をして同盟罷業を行はしむるに、同様の方法を取れる者には五十弗以上千弗以下の罰金を課す。和解調査局の下したる解決は當事者に強制的效力を及ぼさず、解決の下されたる後に於て、當事者は行動の自由を有すと雖も、和解調査局の解決は結局和解裁判所の下に仲裁條件の基礎と爲り、斯くて當事者を拘束するに至る可きが故に、當事者は自ら和解調査局の解決に服従するを辭せざるなり。紛議調査法に指定せられざる事業と雖も、任意に調査局に解決を申請するを得べし。

之を強制仲裁法と比較するに、紛議調査法には種々の特色の存するを見る可し。即ち紛議調査法に於ては、短期間特殊の目的を以て、或る産業に於ける労働の停廢を未定の状態に置くことを期して、敢て此以外に及ばず、備者並に被備者の契約を廢棄せんとする權利を拘束せず、

備者の行はんとする經營の細目に干渉せざると同時に備者の團體若しくは職工組合の組織に制限を設けず、唯社會公衆をして兩當事者に對し紛議解決の方策を示すを得ざるや否やを調査せしむるまで、暫時同盟罷業並に同盟解備を停止するの範圍に於て社會の紛議に干渉する權利を合法のものたらしむるの諸點は紛議調査法の特色とする所にして、畢竟斯の如きは工業上の紛議は之を調停するを得べく、其調停を期するに於ては、討議協商を要し事業を停廢する以前に討議協商を重ねざる可からずとするの趣意に基けるものなり。隨て兩當事者の承認するが如き決議の成立せざりし場合には、當事者は同盟罷業若しくは同盟解備に依て、事業を休止するを憚らず。此一事は強制仲裁法に比して、大に異なる所にして、然も斯る状態の現出したる場合に、事業又は勞働の繼續に就て、何等當事者に強制を加ふることなく、兩者の爲さんとする所に一

任するが故に、強制的手段を以て、産業上に不適當なる方法を強ふることなきを得べし。

四

然らば紛議調査法は從來如何なる成績を現はせるか、今千九百十七年三月二十二日法律發布の日より千九百十二年九月二日に至る成績を表示するに左の如し。

業種	關係紛議件數	同盟罷業を避け得ざりし件數
鑛山業、鑛鑛業	四〇	六
炭 坑	一〇	三
金 屬 鑛	五三	五
運輸交通業	一〇	一
鐵 道	三	一
市街鐵道	二	一
運搬業	一	一
荷物取扱	一	一
馬 丁	一	一
水 夫	一	一
船 人 足	一	一
船渠人夫	一	一

業種	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	合計
電信集配	二	一	一	一	一	一五
電 話 業	一	一	一	一	一	一五
電 氣 業	三	三	三	三	三	一五
上記以外の事業	四	四	四	四	四	一五
合 計	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一五

更に千九百十七年四月より千九百二十一年三月に至る間に於ける紛議解決の状況を表示すれば左の如し。

業種	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	合計
解決請求數	二五	二七	二二	二八	四	一〇六
調査局組織數	二五	二三	二二	二三	三	九五
紛議を避けたる數	二四	二六	一八	二四	三	九五
紛議を避け得ざりし數	一	一	四	四	〇	一〇

政府が紛議調査法を制定したる動機は西部加奈陀炭坑地方に於ける勞働紛議を解決するの必要に基きたること曩に述べたるが如くにして、政府は千九百三年の鐵道勞働紛議法の精神が一般に承認せられたると同じく、千九百十七年の紛

議調査法の能く尊重せらるゝに至ることを期したるが如し。然も勞働者の意嚮は政府の期するが如くなるや千九百十七年三月炭坑夫組合の會議カルガリーに開催せられ、會々紛議調査法制定の報に接するや、彼等の多數は同法案を以て、備者に對する被備者の行動を遲滯せしめ、斯く遲滯する間、備者をして能く事業の休止に就て準備するの餘地あらしむるものなりとの感を懷き、政府をして反省せしむる爲め直に事業を廢棄して以て法案の成立を妨害す可しとの説を述べたる者ありしが、今日に於ても尙ほ彼等の武器たる同盟罷業を阻礙するものなりとするの傾あるが如く、現に千九百三年の鐵道勞働紛議法に支配せらるゝ鐵道從業者組合の如きも、新法律の適用を受くるに反對したり。其後鐵道從業者の態度は聊か緩和したれども、炭坑夫の意嚮は依然として舊の如く、要するに左の九點を以て、紛議調査法を排斥せんとするものゝ如し。

- 一、労働者をして優等の條件を得る最良の時機を捉ふるを困難ならしむ。
 - 二、備者が調査局の決定を拒絶す。
 - 三、調査局が決定を下すに緩漫なり。
 - 四、備者は合法に同盟罷業の行はれざる期間を利用す。
 - 五、當事者自ら各自の爭議を解決する権利を蹂躪す。
 - 六、政府が調査局の組織を拒絶す。
 - 七、調査局が偏頗なる性質を有す。
 - 八、調査法に關聯して司法上の判決を伴ふものあり。
 - 九、調査局の決定を解釋する方法を缺く。
- 然れども上記の反對論に對して、反駁を加ふるは、敢て困難ならず。第一の非難は紛議調査法の根本原則に關するものなり。蓋し職工組合に關係する者の意見を以てすれば、労働者が即時の通告に依て、直に労働を廢棄するの自由を

る可からず。加奈陀政府が工業紛議調査法を制定したるもの亦勞力の供給の遮斷に依て、社會に及ぼす危険の大なるものあるを認めたるが故を以てなり。即ち即時の通告に依て、業務を停廢するが如き主張行はれんか、事業は存立するに難く、然も文明國の社會に於ては、事業は之を存立せしめざる可からず。茲に於てか社會が備者並に被備者に對して、國法の保護を受けて業務に就く場合に服従す可き條件を示し、其條件の一として、公共の利害に關係ある業務を停廢する以前に、通告を要することとするは、當然とす可し。而して職工組合が近年行ひ來れる所を見るも、敢て業務に於ける突然の停廢を爲さず、業務停廢の以前に、討論協商を重ねるの事實ありとすれば、加奈陀の立法は即ち此原則を承けて、之を擴張したるものと見る可く、單に當事者をして協議成立に努力せしむるのみならず、社會公衆をして事件に通曉せしめ、當事

收むるを可なりとす。即ち一般貨物の所有者は之を賣却し、又は賣却せざるに就て、何等制限を蒙らざるものなりとすれば、勞力を賣却する労働者亦自己の認めて有利なりとする場合に、勞力を賣却し、又之を賣却せざるに就て、他の抑制を受く可きに非ずと云ふは、彼等の重なる論據にして、勞力に比するに、小麥、石炭、鐵其他の貨物を以てし、是等貨物の所有者が市場より其供給を絶たんとするに當り、三十日以前に之を通告し、審査の決定を待つを要せざる以上は、獨り勞力に就て特殊の制限を加ふるの理由を存せずとするものなり。此種の議論は労働爭議に對する國家の干渉を非なりとする論者に依て常に唱出せらるゝと雖も、若しも小麥、石炭、鐵其他貨物の供給にして社會に危害を及ぼすが如くに遮斷せられ、或は是等貨物の外國より輸入せらるゝことに妨害の加へらるゝ場合あらんか、社會は之に對する自衛の方法を講せざ

者の偏見より獨立したる裁斷を以て、事を決せしむるの利益あり。即ち加奈陀の立法が當事者をして必ず協議に與らしめ、參考人の召喚、文書の提出を命じ、以て是非を明白ならしめんとするは、如上の趣意に基くものなり。

第二の反對論即ち備者が調査局の決定を拒否すると云ふは事實なれども、一方に労働者亦之を拒否するの自由を有し、雙方に此自由あるは即ち強制仲裁法に比較して異なる所たるを以て此反對論は深く顧みるに足らず。

第三、調査局が決定を下すに或る時機を要するは、一の缺點たるを失はずと雖も、爲めに生ずる困難は當事者の一方が損害を蒙るの故に非ずして、寧ろ労働運動に危激の性質を有するに至らしむるに存す。然も加奈陀の多く大西洋より太平洋に亘りて數千哩に及ぶ面積を有する地方に於て、此點に多少の遲滯あるは之を免かる可からず。法律は三十日を以て通告の期限と

し、此期間に於て調査局の決定を與ふるまでは業務の停廢を許さず。三十日の通告期限は或は永きに失するが如しと雖も、遠隔なる地方に起れる事件に就き、確實なる材料を蒐集して、判斷を求むるには、必ずしも永しとする能はざるのみならず、經驗の加はるに隨て、之を短縮するを得べく、殊に調査局の決定をして事件に關する申請當時に遡及せしむるを得るに於ては、如上の非難自らを緩和するを得べし。

第四の反對説に就て考ふるに、申請より決定に至る期間を利用するは、獨り傭者のみに止まらず、被傭者亦然るを得べし。然かも法律が罰金刑に依て、兩者の斯る所業を禁ずること前記の如くなるに於ては、此種の反對も亦消滅す可し。

第五、當事者をして紛議を解決せしむ可しと云ふは、紛議が他に影響を及ぼすことの寡少なる場合に適用せらる可き議論なり。加奈陀の如

く文明の程度既に高く、社會の一局部と他の局部との關係甚だ密接にして、一局部に於ける行動が他の安寧と關係する所大なる場合に、兩者の意嚮投合せざるに當り、其孰れの一方が靜止的狀態に安んぜざる可からずと云ふが如き、到底正當の議論を以て、之を見る能はず。加奈陀の立法は漫りに傭者被傭者間に解決せらる可き問題に干渉を試みんとするものに非ず。兩者をして紛議を解決せしむ可き機會を與へ、同盟罷業か、同盟解傭か孰れか一に依らざる可からざる狀勢に至つて干渉を企つるのみ。

第六、政府は時に調査局の組織を拒否することある可しと雖も、從來の事例に據れば政府は妄に之を拒否せず、調査局の組織に就て寛大なるの傾あり。

第七、調査局の組織偏頗なりと稱せらるゝも從來調査局の決定は多く全員一致に基き、委員長以下傭者並被傭者の代表者共に之を承認した

り。若しも偏頗の嫌ありとすれば、時に傭者の側より、時に被傭者の側より、決定の效果を見るが爲めにして、必ずしも常に兩者の一方のみ私するものと云ふ能はず。

第八、裁判所が違法の同盟罷業に判決を下すに當り、此種の罷業を援助する行爲を罰するときに判決を非なりとするの説は屢々聞く所にして現に數多の調査局に於て労働者を代表して、委員に任選せられたるジェー、ジー、オッドノーヒュー氏の如き此事を痛論して、裁判所が饑餓に瀕せる罷業者に二十五仙を惠めるの行爲を以て調査法の下に處罰す可きものと判決したることを難じ、其職工組合の惠與金制度に牴觸するに至る可きことを述べたり。然も此點に就ては、今や調査法第六十條を修正する法律案提出せられ、其通過の曉には「職工組合と組合員との間に惠與金を授受するは、本法に於ける犯罪に當らず」と改正せらるゝを以て、如上の非難亦之を

除却するを得べし。

第九、調査局の決定を解釋する方法を存せざるは、調査局が決定を下すと共に、解釋する結果にして、法規の不備に基くものとす可し。之を要するに、調査法に對する非難は法律の理解せらるゝと共に消滅するものか、然らざれば法規の根本原則を動かさざる程度の修正を加ふことに依て、除くを得るものと斷定するに難からず。

五

傭者は概して調査法に好意を表し、其適用に賛成すると雖も、一方に多少の非難を加ふるものなしとせず。其要點左の如し。

- 一、調査局の決定を廣く労働者に傳達し、其考量を求めざる可からず。
- 二、利害關係の偏せる者を調査局の委員たらしむ可からず。
- 三、政府は罰則を履行す可し。

四、職工組合を法人團體とし、罰則並に損害に對する責任を負はしめざる可からず。

五、決定を解釋する方法なかる可からず。

第一は労働者が調査局に於ける討論の要領を知らず、全部の決定を通讀せず、單に黨與の片言を聽きて、誤解を懷くの弊を指摘したるものにして、此點に就ては政府亦顧みる所あり、事實並に決定を公表するに至れり。

第二の非難は労働者側の攻撃に答へたる所を移して、之に當るを得べし。第三の非難は要するに、平生労働者より罰金に充つ可き金額を豫納せしむるの意なれども、資力缺乏せるの故を以て、高率の賃銀を得んとして、罷業を行ふ者より斯る徴收を爲すは困難なり。又職工組合の役員を所罰するの說あれども、斯の如きは労働者の調査法に對する反感を醸成するの外に、得る所なし。第四の點は職工組合に關する法制に重大なる變革を加ふるものにして、輕々に斷定す

る能はず。第五の點に就ては、曩に論述したる所の如し。

之を要するに紛議調査法の主眼は當事者並に公衆をして紛議の眞因を知らしめ、此知識に基き、偶々發生したる紛議に對して、公平なる判斷を下さしむるの一事に存し、紛議の初期に於て、平靜なる議論研究を重ぬるが爲めに、同盟罷業、同盟解備を防遏し得たること少なしとせず。而して調査法の下に、調査局の組織せらるる一事は當事者をして自發的に事件を解決するに努力せしむるの效果あることも亦之を認めざる可からず。之を公衆の見地より云はんか、公衆は同盟罷業若しくは同盟解備に就て何等利益するものに非ず、調査法に依て、事端を防ぐは彼等の利益とする所なり。備者の見地より云はんか、調査法は業務の細目に何等の干渉を加へず、寧ろ同盟罷業を抑壓し、又は其結果を速にし、同情的罷業の發生を杜絶して、業務の進行

を繼續せしむるの利益あり。而して最後に被働者の利害に就て考ふるに、彼等は調査法あるが故に、正當なる不平を世間に公にし、之に對して判斷を求むるの機會を供へ、妄に同情的罷業に干與せざるに至る可し。

上記報告書には附録として、千九百七年の工業紛議調査法、千九百年の和解法千九百三年の鐵道労働紛議法並に工業紛議調査法に關して提出せられたる訴訟判決文を添付したり。盡く有益の文字、有用の法規にして、工業政策又は労働問題研究者の一讀せざる可からざるものなり。

國家と自治體

村田岩次郎

目次

- 一、英國系の自治體監督制度
- 二、大陸系の自治體監督制度
- 三、固有事務と委任事務
- 四、自治體監督權の作用
- 五、靜的監督作用
 - (イ) 視察行爲
 - (ロ) 要求行爲
- 六、動的監督作用
 - (a) 事前監督
 - (イ) 認可
 - (ロ) 決定
 - (ハ) 自治體の意思作成
 - (b) 事後監督
 - (イ) 積極的下命行爲
 - (ロ) 消極的下命行爲
 - (ハ) 直接強制
 - (ニ) 解散及び懲戒